広島市スポーツ少年団　登録団の皆さま

重　要
必ずご確認ください

スポーツ少年団の登録について（お知らせ）

令和８年（２０２６年）11 月
広島市スポーツ少年団本部

日本スポーツ少年団の登録システムが令和９年度（２０２７年度）から変更になることに伴い、事務手続き等が大きく変わります。

ここでは、来年度への更新登録をスムーズに進めていただくため、大幅な変更点について、事前にお知らせいたします。

つきましては、団の総会や会合等で情報を共有いただき、資料等の準備をお願いします。

なお、今回お知らせする項目は、現時点において日本スポーツ少年団から情報提供があった内容を、広島市スポーツ少年団の登録用に加工したものです。

今後、日本スポーツ少年団からシステム等の詳細及び登録事務のスケジュールが示されましたら、改めてお知らせいたします。

変更点1	日本スポーツ少年団の団員登録料が値上げされます

日本スポーツ少年団団員登録料が現行年間一人 300 円から 700 円に値上げされます。このことから、広島市スポーツ少年団への団員登録料は年間一人 800 円でしたが、次年度からは、年間一人 1200 円に変更を予定しています。なお、団負担金（4000 円）及び指導者、役員・スタッフの登録料（1100 円）は据え置きとする見込みです。確定金額につきましては、決定次第あらためてご連絡いたします。

※ 日本スポーツ少年団登録料改定については、次のリンクをご参照ください。
https://www.japan-sports.or.jp/club/news/tabid886.html?itemid=5370

変更点2	登録者（指導者や団員など、スポーツ少年団に登録する全ての人）は「MyJSPO」というアカウントをそれぞれ作成し、自ら登録作業を進めていただくことに変わります ※ 次年度の登録時に不具合が出ないよう、現在のシステム登録の氏名・生年月日・住所・電話番号等の個人情報に誤りがないかを必ずご確認いただき、必要であれば 11 月 30 日までに修正をお願いします。（特に氏名漢字と生年月日に注意）

これまでは、団の事務担当者が指導者や団員の氏名・生年月日・住所・電話番号などの個人情報を収集し、スポーツ少年団登録システムで登録作業を進めていましたが、次年度からは、登録者（指導者や団員など、スポーツ少年団に登録する全ての人）が「ＭｙＪＳＰＯ」というアカウントを作成し、個人情報等を個別に入力する方法に変わります。

なお、団員が子ども（１８歳未満）の場合は、保護者（家族の人）のメールアドレスや連絡先を使用して「ＭｙＪＳＰＯ」の登録手続きを行っていただくことになります。

※「ＭｙＪＳＰＯ」については、次のリンクをご参照ください。
https://www.japan-sports.or.jp/MyJSPO/

変更点3　規約の添付とスポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体)のセルフチェックとその結果の公表が義務付けられます

広島市スポーツ少年団では、団の設立時と今年度、「規約」の提出をお願いしておりました。

次年度からは団登録時に「規約」を添付することが義務付けられます。つきましては、最新の規約を確認いただき、次年度の登録において漏れなく添付いただけるよう、ご準備をお願いします。

また、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」は、スポーツ少年団等の組織運営の透明性や適正化を高めるためにスポーツ庁が策定した自主的な規範・原則で、セルフチェックとその内容を公表することで、現在の状況を確認し、「今後どこを改善していくか」を考えるための取組です。

次年度からは、全ての登録団に公表していただくことになりますので、ご準備をお願いします。

公表方法等については、改めてお知らせいたします。

※ 規約のサンプル及び「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」については、次のリンクをご参照ください。

https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid1421.html

変更点4　指導者の登録要件が変わります

現行

日本スポーツ協会公認資格	
競技別指導者資格コーチ１～４	×
スタートコーチ(教員免許状所有者)	×
スタートコーチ(ジュニア・ユース)	○

→

来年度から

日本スポーツ協会公認資格	
競技別指導者資格コーチ１～４	○
スタートコーチ(教員免許状所有者)	○
スタートコーチ(ジュニア・ユース)	○

これまでは、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者２人以上配置」となっていました。

次年度からは、すべての登録者がシステム上でスポーツ少年団の理念を学習する仕組みが導入されます。これに伴い、単位団における指導者としての登録要件（理念を学んだ指導者２人以上の配置）は、登録時の動画視聴等で満たせるよう変更され、事前の特定講習会受講が必須条件ではなくなり、日本スポーツ協会公認指導者資格を所有している１８歳以上の方の指導者登録が可能となります。

※日本スポーツ協会公認指導者資格については、次のリンクをご参照ください。

https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid58.html

変更点5　登録に必要な人数が変わります

現行

指導者	2人以上
団員	10人以上

→

来年度から

指導者	2人以上
団員	2人以上

これまでは、「原則として団員１０人以上と指導者２人以上で構成されること」としていました。次年度から団員及び指導者は複数人以上と変更になります。

このことから、団員２人以上と指導者２人以上で登録が可能となります。

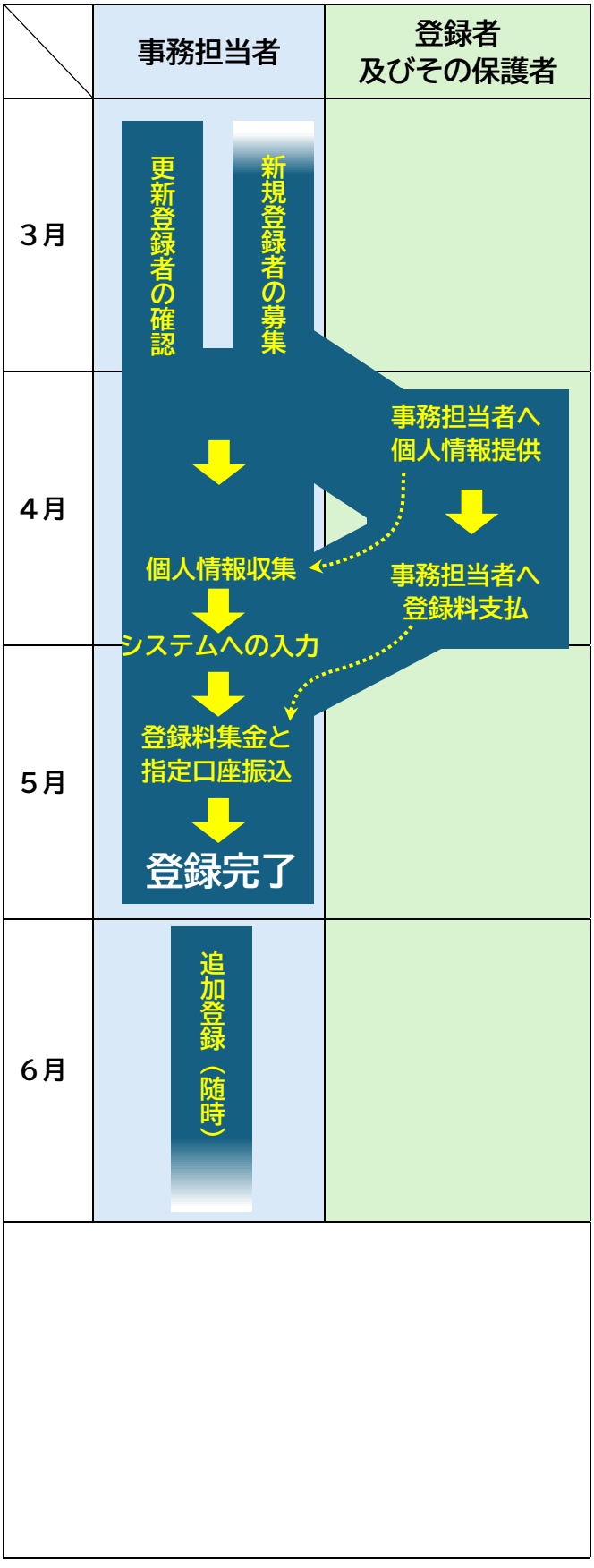
変更点6　団員や指導者の追加登録の受付期間が変わります

これまでは、日本スポーツ少年団に追加登録ができる期間は８月末日までとし、それ以降は広島市スポーツ少年団のみに追加登録ができることとなっていましたが、次年度からは日本スポーツ少年団に追加登録ができる期間が１月末日までに延長されることになります。

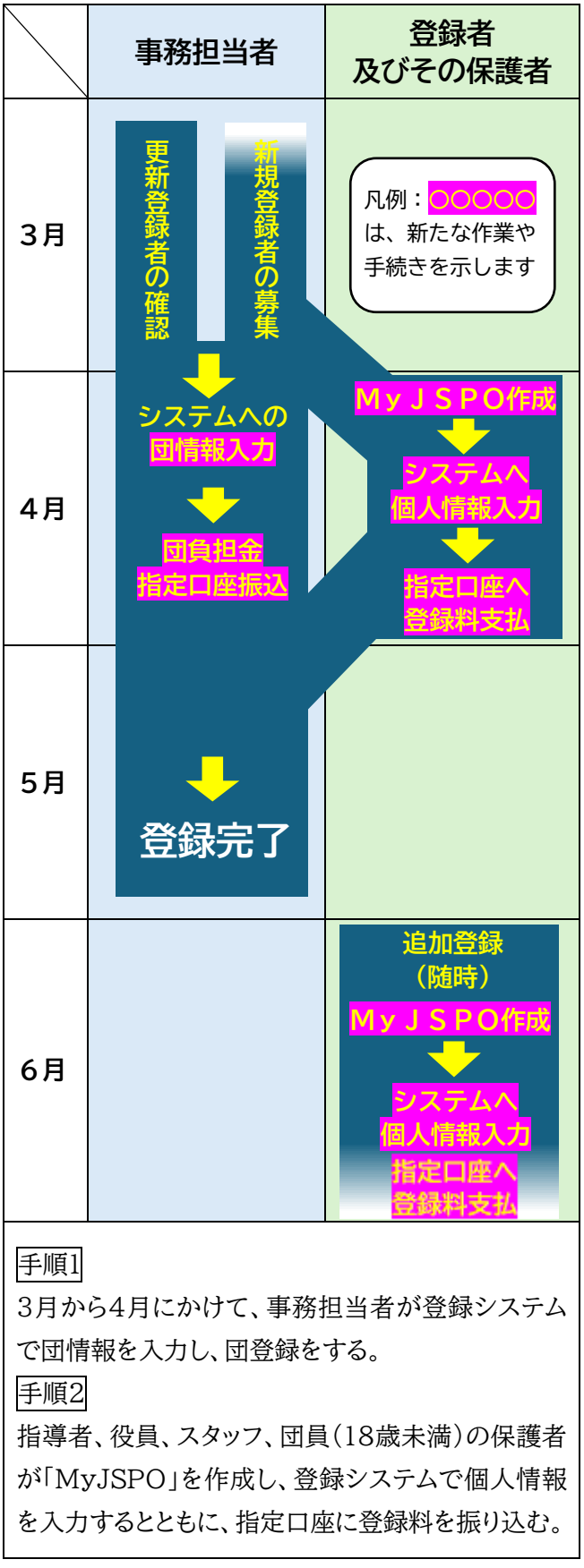
なお、団の登録については広島市スポーツ少年団大会等を開催することなどから、これまでどおり５月末日までとし、変更する予定はありません。

登録完了までの事務の流れの変更について

旧 従来の登録完了までのイメージ



新 令和9年(2027年)からの登録完了までのイメージ



手順1

3月から4月にかけて、事務担当者が登録システムで団情報を入力し、団登録をする。

手順2

指導者、役員、スタッフ、団員（18歳未満）の保護者が「MyJSPO」を作成し、登録システムで個人情報を入力するとともに、指定口座に登録料を振り込む。

※ 現時点でのイメージです。登録についての詳細は不明です。